

主な指摘事項について

虐待防止／身体拘束適正化

虐待防止

指定障害福祉サービス事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 指定障害福祉サービス事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前一号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

・基準省令（平成18年厚生労働省令第171号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（第四十
条の二（一部改変））

虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会

虐待防止のための 計画づくり

- ・ 指針の作成
- ・ 虐待防止の研修
- ・ 労働環境を確認および改善するための**実施計画**作成

虐待防止のチェック とモニタリング

- ・ 虐待が起こりやすい職場環境の確認等
- 例: **チェックリスト**にて各職員が定期的に点検
→結果を管理者と委員会が**モニタリング**

虐待発生後の検証と 再発防止策の検討

- ・ 虐待やその疑いが生じた場合、**事案検証のうえ、再発防止策を検討、実行**

虐待防止委員会の運用

委員会は定期的を開催すること

- ・ 少なくとも年1回の開催が必要
- ・ 身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営も可能

構成員の責務・役割の明確化

- ・ 専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく必要
- ・ 利用者や家族、知見のある第三者なども加えることが望ましい

※ 管理者・虐待防止担当者が参加していれば、最低人数は不問

※ 委員会での検討結果は従業者に周知徹底することが必要

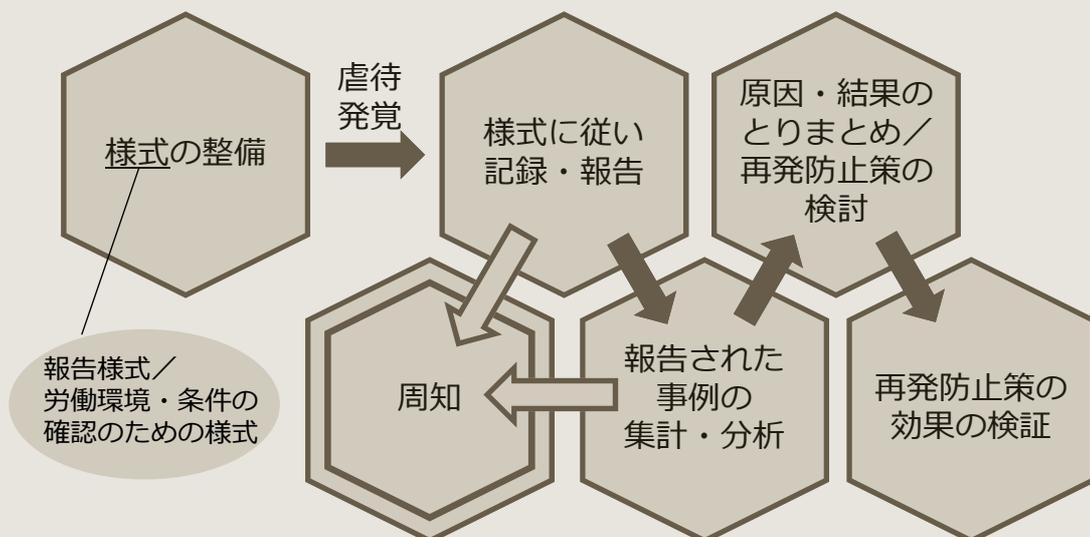
※ 事業所単位ではなく、法人単位での委員会の設置も可能

指針の作成

次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが好ましい

- 事業所における虐待防止に関する**基本的な考え方**
- 虐待防止委員会その他施設内の**組織に関する事項**
- 虐待防止のための**職員研修**に関する基本方針
- 施設内で発生した虐待の**報告方法等の方策**に関する基本方針
- 虐待**発生時の対応**に関する基本方針
- 利用者等に対する**当該指針の閲覧**に関する基本方針
- その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

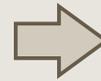
虐待防止委員会の対応



研修の実施

虐待防止委員会の定めた指針に沿って
研修を実施

- ・年1回以上の定期的な実施
- ・新採用時は必ず実施
- ・自治体や外部団体等の開催する
研修への参加により代替可能



実施内容は
必ず記録する

虐待防止の内部研修にあたっての参考資料：

令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画 | 厚生労働省
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chii/kikyosei/03kenshyu_00017.html)

運営規程への記載

指定障害福祉サービス等事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な以下の措置について、あらかじめ運営規程に定めることとする。

- 虐待の防止に関する**責任者**の選定
- **成年後見制度の利用支援**
- **苦情解決体制**の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための**研修の実施**
- 「虐待の防止のための対策を検討する**委員会**」の**設置**等に関すること

・基準省令：平成18年厚生労働省令第171号 第三十一条など

・解釈通知：平成18年障発第1206001号 第三の3（20）⑥

身体拘束等の禁止

指定障害福祉サービス事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**身体拘束等**」という。）を行ってはならない。

2 指定障害福祉サービス事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を**記録**しなければならない。

...

身体拘束等の禁止

3 指定障害福祉サービス事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**定期的**に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。

三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的**に実施すること。

・基準省令（平成18年厚生労働省令第171号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第三十五條の二（一部改変）

指針の作成

次のような項目を定めた「身体拘束等の適正化のための指針」を作成すること

- 事業所における身体拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- 身体拘束適正化委員会その他施設内の**組織に関する事項**
- 身体拘束等の適正化のための**職員研修**に関する基本方針
- 施設内で発生した身体拘束等の**報告方法等の方策**に関する基本方針
- 身体拘束等**発生時の対応**に関する基本方針
- 利用者等に対する**当該指針の閲覧**に関する基本方針
- その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束適正化委員会の運用

委員会は定期的を開催すること

- ・ 少なくとも年1回の開催が必要
- ・ 虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能

構成員の責務・役割の明確化

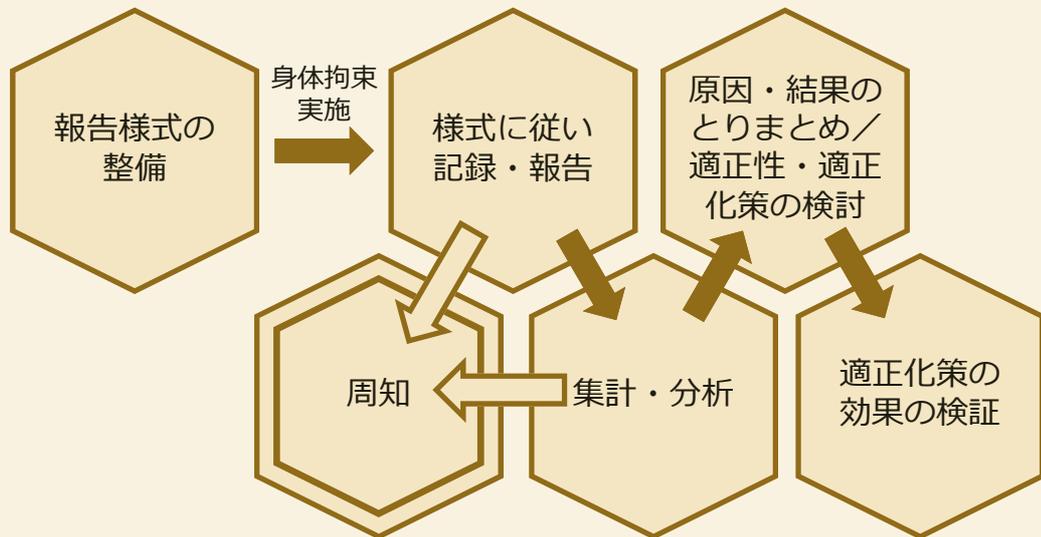
- ・ 専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく必要
- ・ 利用者や家族、知見のある第三者なども加えることが望ましい

※ 管理者・虐待防止担当者が参加していれば、最低人数は不問

※ 委員会での検討結果は従業者に周知徹底することが必要

※ 事業所単位ではなく、法人単位での委員会の設置も可能

身体拘束適正化検討委員会の対応



研修の実施

身体拘束適正化委員会の定めた指針に沿って研修を実施

- ・年1回以上の定期的な実施
- ・新採用時は必ず実施
- ・自治体や外部団体等の開催する研修への参加により代替可能



実施内容は必ず記録する

身体拘束適正化の内部研修開催にあたっての参考資料：

令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画 | 厚生労働省
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chii_kikyosei/03kenshyu_00017.html)

身体拘束廃止未実施減算

次のいずれかに該当する場合	① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
	② 身体拘束適正化委員会を年1回以上開催していない場合
身体拘束廃止未実施減算(5単位/日)	③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
	④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない場合

- 上記の項目に該当する場合は、令和5年4月から改善がなされるまでの期間、5単位/日の減算となる。
- 身体拘束等の適正化のための指針については、県障害福祉課HPに様式を掲載しているため、必要に応じて参照すること。